

公益財団法人慶長遣欧使節船協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人慶長遣欧使節船協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的実績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 慶長遣欧使節、船舶及び海洋に関する調査研究
 - (2) 慶長遣欧使節に関する資料の収集及び展示
 - (3) 船舶及び海洋に関する資料の収集及び展示
 - (4) 海事思想の普及・啓蒙
 - (5) 宮城県の指定を受けて行う慶長使節船ミュージアムの管理運営
 - (6) 石巻市の指定を受けて行うサン・ファン・パウティスタパークの管理運営
 - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、宮城県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において総理事の3分の2以上の議決を得なければならない。
- 4 前項の議決をする場合には、あらかじめ評議員会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第13条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

第5章 評議員会

（構成）

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 役員等の報酬及び費用弁償規程
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、評議員として表決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、決議に加わることでできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

(評議員会規程)

第21条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規程による。

第6章 役員

(役員の設置)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、5名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選任された業務執行理事より副代表理事、専務理事及び常務理事を選任することができる。ただし、副代表理事は3名以内、専務理事及び常務理事は各1名以内とする。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬を支給することができる。

その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬及び費用弁償規程による。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員等の損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般法人法第198条において準用される同法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令に規定する方法により算定された額を限度として理事会の決議によりこれを免除することができる。

(会長及び顧問)

第30条 この法人に会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 会長及び顧問は、理事会において任期を定め、たうえで選任する。

3 会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

4 会長及び顧問は、代表理事の諮問に応え、代表理事に対し、意見を述べることができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事、業務執行理事の選定及び解職
- (4) その他理事会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第33条 理事会は、通常理事会として毎事業年度2回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項の場合において、議長は、理事として表決に加わることはできない。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることの出来る理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会規程)

第38条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規程による。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する

(解散)

第40条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第41条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第42条 この法人が精算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び所要の職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の議決により、別に定める。

第10章 情報公開等

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める個人情報保護規程による。

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、事務所の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、一力 雅彦、業務執行理事は、丸森 仲吾、浅野 亨、亀山 紘及び濱田 直嗣とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

坂田 隆
伊藤 克彦
進藤 秋輝
佐藤 憲一
船渡 隆平
黒沢 正敏
西條 允敏
平川 昌宏
綿引 雄一
菅原 通悦
関口 哲雄
阿部 秀保
平 秀毅

以上

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成30年7月5日から施行する。

公益財団法人慶長遣欧使節船協会役員等名簿

【会長・顧問】

(令和6年5月10日現在)

役 名	氏 名	役 職 名	備 考
会 長	村 井 嘉 浩	宮城県知事	
顧 問	濱 田 直 嗣	前宮城県慶長使節船ミュージアム館長	

【役員】

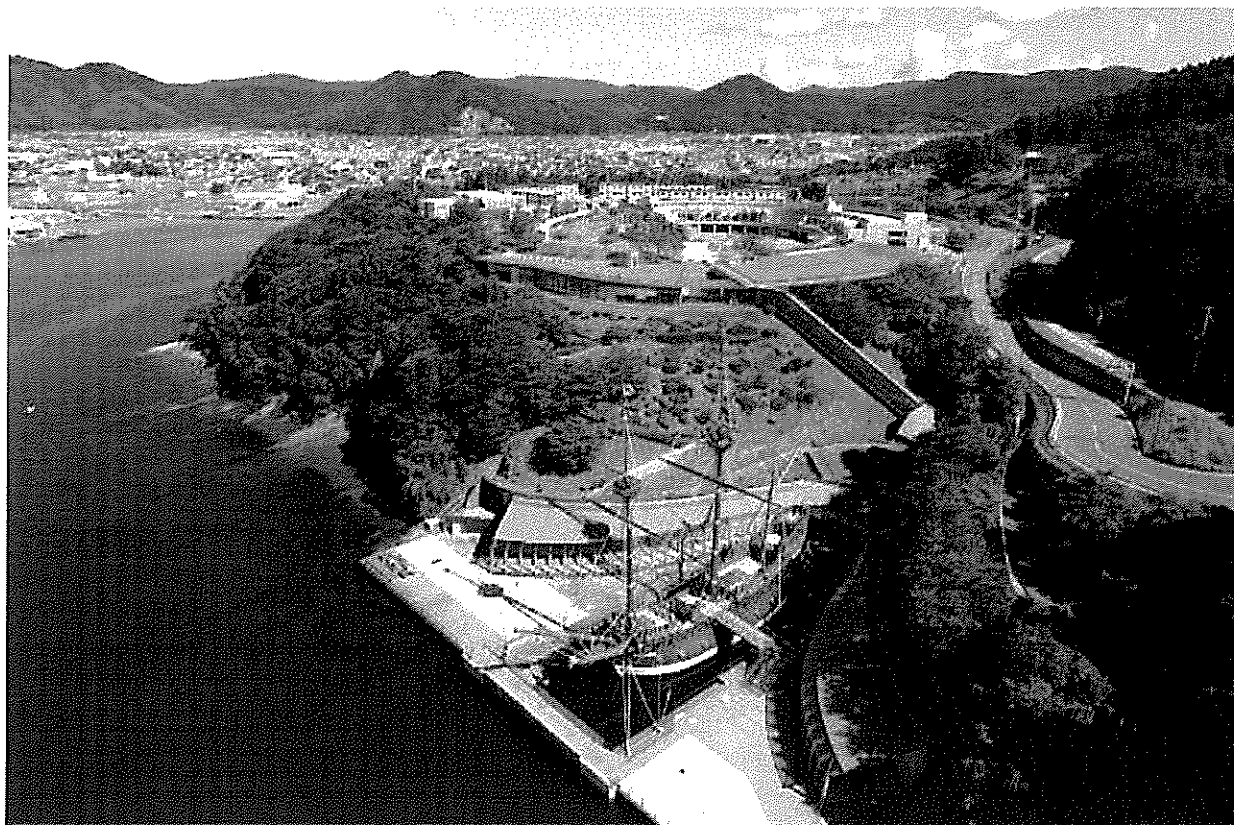
代表理事	二 力 雅 彦	株式会社河北新報社代表取締役社長	
副代表理事	藤 崎 三郎助	仙台商工会議所会頭	
副代表理事	青 木 八 朗	石巻商工会議所会頭	
副代表理事	齋 藤 正 美	石巻市長	
専務理事	早 川 新	宮城県慶長使節船ミュージアム館長	
常務理事	川 村 満	公益財団法人慶長遣欧使節船協会事務局長	
理 事	柳 津 英 敏	仙台市文化観光局長	
理 事	佐 々 木 尚	宮城県環境生活部長	
理 事	後 藤 崇 徳	一般社団法人石巻観光協会会長	
理 事	岑 野 俊 宏	株式会社河北新報社常務取締役事業担当	
監 事	大 庭 豪 樹	宮城県会計管理者兼出納局長	
監 事	鈴 木 公 美	石巻市会計管理者	

【評議員】

評議員	尾 池 守	石巻専修大学学長	
評議員	池 田 敏 之	宮城県副知事	
評議員	佐 藤 憲 一	元仙台市博物館館長	
評議員	足 立 岳 志	石巻市文化協会会長	
評議員	渥 美 巖	東松島市長	
評議員	山 本 一 泰	日本製紙株式会社執行役員石巻工場長	
評議員	青 野 浩 文	公益財団法人東北活性化研究センター専務理事	

1 事業運営方針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」という基本方針を中心に、令和6年度のリニューアルオープンを見据えた「慶長使節船ミュージアム企画事業」「慶長使節船ミュージアム管理運営事業」及び「サン・ファン・パウティスタパーク管理運営事業」等を実施した。



2 公 益 目 的 事 業

公－1 慶長使節船ミュージアム企画事業

令和4年11月1日から、展示等のリニューアル工事に伴う長期休館となったが、休館期間中も市内の博物館等の関係団体と積極的に連帯を図りながら、出張展示や出張講座など各種企画事業を積極的に開催した。

(1) 令和5年度 石巻市震災遺構門脇小学校・サン・ファン館合同企画展 「災害と再生―海のまちと希望の帆船2023―」

【期間】 令和5年7月15日（土）～9月24日（日）

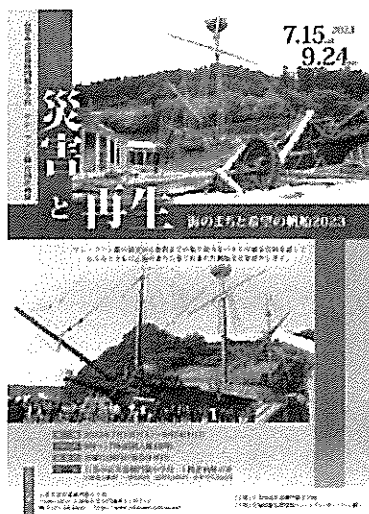
【会場】 石巻市震災遺構門脇小学校 企画展示室

【内容】 東日本大震災で被災したサン・ファン館の被災状況や復興までの取り組みを紹介する企画展を石巻市震災遺構門脇小学校と合同で開催した。被災資料やパネルのほか、海のまち石巻で育まれた帆船文化や復元船の建造過程、大航海時代の航海術についても取り上げた。

【来場者数】 13,037名

【取材・記事掲載】

- ・ 7月15日 東北放送【ニュース <https://newsdig.tbs.co.jp/articles/tbc/605740?display=1>】
- ・ 7月15日 石巻日日新聞
- ・ 7月16日 いしのまきNPOセンター
- ・ 7月17日 三陸河北新報社【<https://kahoku.news/articles/20230725khn000008.html>】
- ・ 7月27日 東日本放送【報道番組「チャージ！」<https://www.khb-tv.co.jp/news/14967227>】
- ・ 8月9日 公益社団法人 宮城県観光連盟【宮城まると探訪
<https://www.miyagi-kankou.or.jp/kakikomi/detail.php?id=20936>】
- ・ 8月14日 東北放送【ラジオ「3.11みやぎホットライン」】

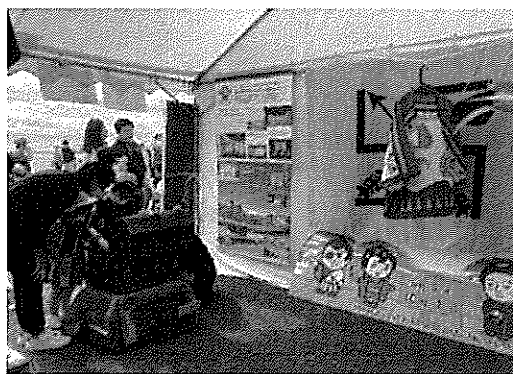


(2) 出張企画展示「三陸・牡鹿のトリビア展」

【期日】 令和5年10月1日(日)

【会場】 第22回港湾感謝祭 官公庁・港湾関係企業PRコーナー

【内容】 三陸・牡鹿の風土をテーマとした出張企画展示を行った。また、サン・ファン館のシンボルマークやカラー、リニューアル情報に関するパネルも紹介し、館の活動理念や取り組みについて広く発信を行った。



(3) サン・ファン歴史講座「徳川家康と大航海時代」

【期間】 令和5年11月19日(日)

【会場】 マルホンまきあーとテラス 大研修室

【内容】 サン・ファン館の平川新館長を講師に、令和5年NHK大河ドラマの主人公徳川家康を取り上げ、家康が行った海外政策や世界情勢から日本の防衛という問題を読み解く講演会を開催した。本事業は、「石巻地域博物館共同連携事業」の一環として石巻市博物館と共催で実施した。

【来場者数】 96名

【記事】 「石巻かほく」(12月1日)、「河北新報社」(12月3日)、
「石巻日日新聞」(12月4日)



(4) 第4回「伊達政宗の黒船」サン・ファン号を未来へつなぐコンクール

【内 容】全国の小中学生を対象に「絵画部門」「デザインマーク部門」の2部門からそれぞれのテーマに沿った作品を募集した。

◎作品募集 令和5年7月上旬～10月11日(水)

◎表彰式 令和5年12月17日(日)

◎応募作品展 令和5年12月14日(木)～令和5年12月27日(水)

共催：石巻市、石巻市教育委員会／来場者数：627名

【実 績】応募総数：149点≪絵画部門64点(小学校低学年の部：22点、小学校高学年の部：22点、中学生の部20点)／デザインマーク部門 85点(学年不問)≫

【表彰・副賞】

◎最優秀賞 4名 (図書カード10,000円、オリジナルグッズ)

◎優秀賞 6名 (〃 5,000円、〃)

◎入選 19名 (〃 1,000円、〃)

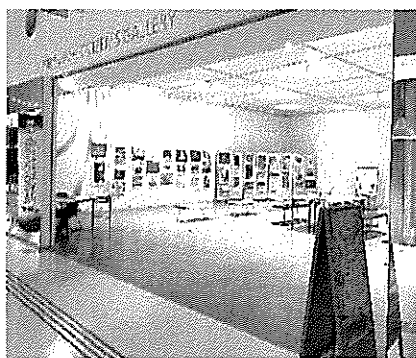
◎審査員特別賞 2名 (〃 3,000円、〃)

※応募者全員にサン・ファン館オリジナルクリアファイルを贈呈

【審査員】

◎画家 小野寺純一氏／宮城県／石巻市教育委員会／平川新(サン・ファン館館長)

【後 援】宮城県／石巻市／石巻市教育委員会



(5) 第30回サン・ファン祭り (共催事業)

【期日】 令和5年5月21日 (日)

【会場】 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク

【内容】 復元船の進水を祝い、地域活性化を目指す目的で例年5月下旬に開催している祭りは、コロナ禍の影響でオンラインや時期を変更しての開催となっていたが、今年度は新型コロナウイルスが5類へ移行となり、令和元年度以降、4年ぶりに制限のない通常開催となった。館内はリニューアル工事に伴い休館中のため、石巻市サン・ファンパークのみでイベントを開催した。

【来場者数】 約10,000名



サン・ファン祭り 第30回記念 夢帰り

令和5年 5.21日 10:00~16:00

会場 石巻市サン・ファン・パウティスタパーク

サン・ファン館はリニューアル工事のため長期休館中です

イベント

- 観覧ステージイベント
- 観覧花の展示
- 観覧ごっこ広場
- 自分だけのサン・ファン号を作ろう!
- 観覧観出店
- サン・ファンinスノードーム

当日は会場周辺が混雑しますので、公共交通機関の利用をお勧めします。会場周辺は駐車スペースが限られますので、お車でお越しの際は、事前に会場周辺の交通状況を確認してください。

主催 サン・ファン祭り実行委員会

お問い合わせ：サン・ファン祭り実行委員会事務局 (サン・ファン館2F) TEL: 0225-24-2210

会場案内



公－２ 慶長使節船ミュージアム管理運営事業

宮城県から受託するミュージアムの維持管理のためのメンテナンス、資料展示などに当たっては、県内の博物館と情報交換を積極的に行い、学芸員等による研究成果の有効活用に努め、博物館相当施設としての機能充実に努めた。また、令和６年度ミュージアムのリニューアル関連業務にあたって、協会として可能な限りの技術的支援を行った。

（１）慶長使節船ミュージアム 広報業務

宮城県・石巻市の広報紙、旅行雑誌への記事掲載、新聞等メディアを活用した広報のほか、WEBサイト・SNS等の情報発信ツールを活用した。また、館外のイベントブース企画等に積極的に参加し、ミュージアムのPRに努めた。

①第２２回港湾感謝祭（PR）

【開催日】令和５年１０月１日（日）

【場 所】石巻港大手ふ頭

【概 要】

- ① お菓子つかみ取り … 約１５０人 ※好評につき午前中に終了
- ② 常長なりきりフォトブース … 約３０人
- ③ 出張企画展示「三陸・牡鹿のトリビア展」
- ④ サン・ファンオリジナルグッズ販売
- ⑤ 図録閲覧コーナー … （伊達の黒船１０年史・休館案内パンフレット・絵画コンクールチラシ・Instagram紹介チラシ）



(2) 職員研修

日本博物館協会や宮城県博物館等連絡協議会、石巻市の団体が主催する講演会やワークショップに参加し、博物館活動や展示のあり方について学習する研修会に参加した。

	研修名	日時・会場	概要
1	(一社) 石巻青年会議所 4 月公開講演会	4 月 1 5 日 (土) 1 4 : 0 0 ~ 1 5 : 3 0 遊学館 かなんホール	「地域 (まち) を自慢したくなる話 ~ 地域の魅力再発見 ~」 (中村マサトシ氏、佐々木優太氏)
2	石巻観光ボランティア協会 歴史講座	4 月 2 4 日 (月) 1 4 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0 石巻市かわまち交流センター	「なぜ政宗の船がサン・ファン・バウティスタという船名になったのか」 (平川新館長)
3	令和 5 年度宮城県博物館等連絡協議会 第 1 回 研修会	7 月 1 8 日 (月) 1 0 : 3 0 ~ 1 5 : 3 0 東北歴史博物館	講演会①「博物館法改正とこれからの博物館」 (中尾智行氏 文化庁博物館振興室博物館支援調査官) 講演会②「博物館の価値創出と価値発信」 (五月女賢司氏 大阪国際大学国際教養学部国際観光学科准教授)
4	東京藝術大学 日本博物館協会 会員向け公開授業「現代美術キュレーション概論」	1 0 月 5 日 (木) ~ 1 月 2 5 日 (木) 1 8 : 0 0 ~ 1 9 : 3 0 オンライン・全 1 3 回	難波祐子氏 (キュレーション教育研究センター特任准教授) ほか 1 2 名
5	令和 5 年度日本博物館協会 東北支部・東北地区博物館協会 総会・研修会	1 0 月 3 1 日 (火) 1 4 : 0 0 ~ 1 6 : 2 0 山形県生涯学習センター「遊学館」	講演会「正倉院宝物を守る」 (成瀬正和氏 東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長・教授)
6	日本展示学会 2 0 2 3 年展示学講座	1 1 月 2 4 日 (金) ~ 2 5 日 (土) 東京大学総合研究博物館 ミューズホール	講座・ワークショップ 「デジタル時代の展示を考える」 (洪恒夫氏 東京大学総合研究博物館 ほか 8 名)
7	令和 5 年度宮城県博物館等連絡協議会 第 2 回 研修会	2 月 1 6 日 (金) 1 0 : 0 0 ~ 1 5 : 5 0 東北歴史博物館	講演会「教育普及イベントの企画運営について」 (大竹幸恵氏 黒耀石体験ミュージアム学芸員) ワークショップ「体験見本市」

(3) 協賛事業

【事業名】 令和5年度サン・ファン友の会視察研修交流会

【日時】 令和5年6月3日(土)

【内容】 友の会会員とサン・ファン館職員の交流を深めながら、
牡鹿半島の魅力と歴史を学ぶ視察研修会を実施した。
新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となった。

【参加人数】 18名



(4) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

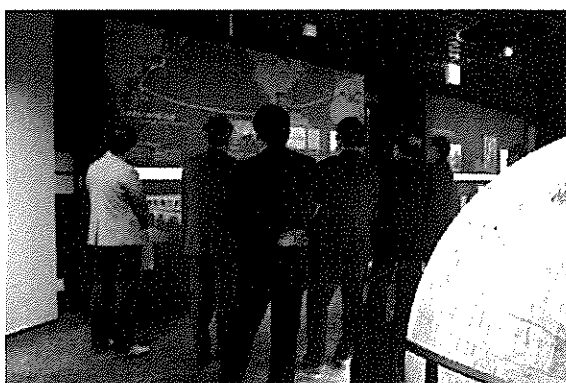
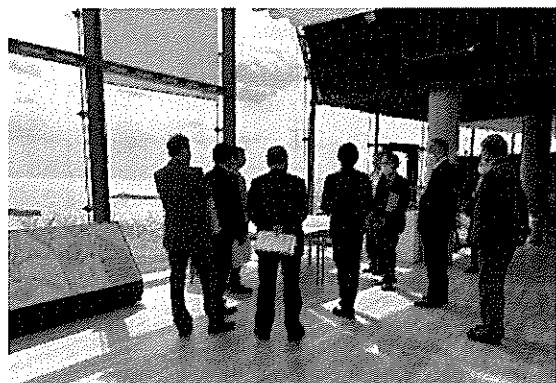
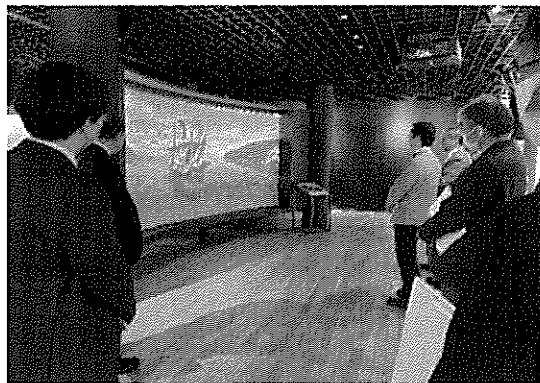
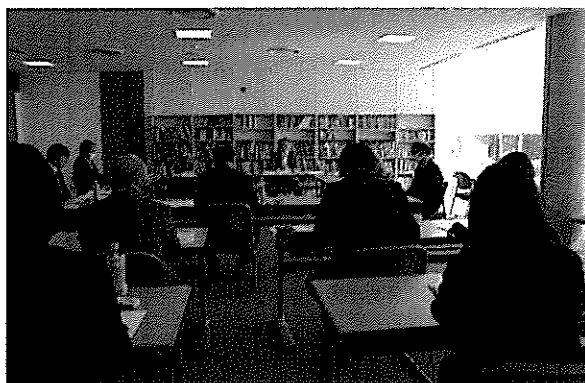
運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努めた。

ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 昇降装置保守点検業務 エ) 階段昇降機設備保守点検業務
オ) 施設管理業務 カ) 植栽管理業務 キ) 電気設備管理保安業務

(5) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

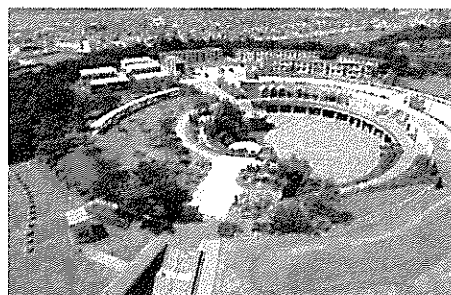
館長の諮問機関として、企画広報事業に関する意見や提案等を受け事業運営に反映を行うための有識者会議を開催した。

【日時】 令和6年3月19日(火) 【場所】 宮城県慶長使節船ミュージアム



公－3 石巻市サン・ファン・バウティスタパーク管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努めた。



(1) サン・ファンパーク 観光案内業務

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、サン・ファンパーク立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料Wi-Fiを整備し、観光客の利便性の向上を図りながら、石巻地域の観光情報を中心にPRした。



(2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは、駐車場、トイレ、自動販売機等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するサン・ファン館の入館者の殆どが利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。



- ア) 清掃業務 イ) 警備業務 ウ) 施設管理業務
エ) 植栽管理業務

(3) サン・ファンパーク 利用実績

	来場日	イベント名	人数
1	5/14(日)	こがねはマルシェ・おさんぽ in サン・ファンパーク	1,018名
2	5/21(日)	第30回サン・ファン祭り	約10,000名
3	7/17(月・祝)	第7回サン・ファン石恋まつり	1,644名
4	8/14(日)	第40回サン・ファン渡波市民夏まつり	2,282名
5	10/22(日)	AJ東北・ライダーカフェ	約100名
6	11/11(土)	カモンベイバー渡波	554名

サン・ファン広場を中心に、安全な憩いの場の提供を行っている。

3 収 益 事 業

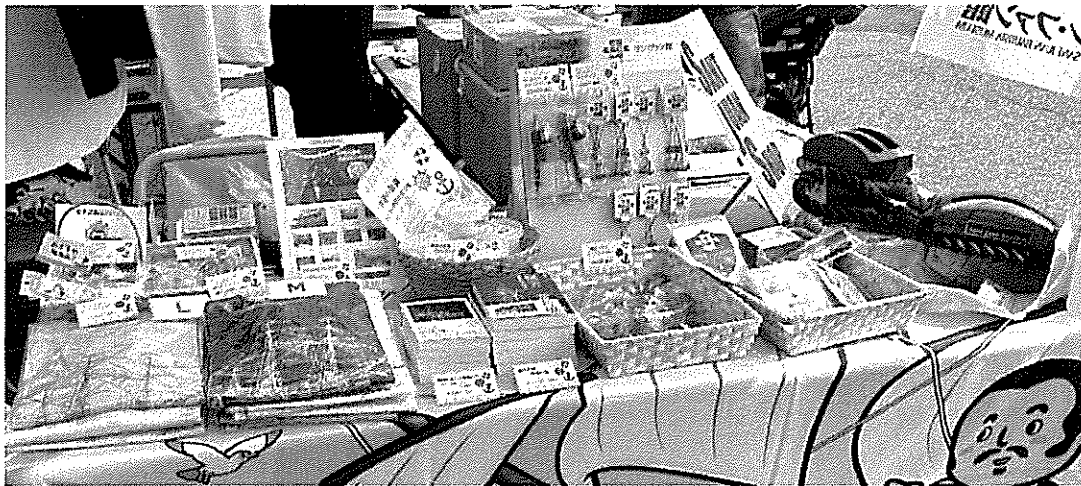
I サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン館休館中に、外部の関連イベントに出店参加し、サン・ファンオリジナルグッズなど積極的に販売した。また、当館のPRやリピーターの増加に努めた。

①サン・ファンオリジナルグッズ販売（港湾感謝祭）

【開催日】令和5年10月1日（日）

【場 所】石巻港大手ふ頭



4 法人管理

I 慶長遣欧使節船協会 理事会

- | | |
|---------------|----------------------|
| 第1回理事会 | 【令和5年4月17日（月）】※決議の省略 |
| 第2回理事会（通常理事会） | 【令和5年5月26日（金）】 |
| 第3回理事会 | 【令和5年6月23日（金）】※決議の省略 |
| 第4回理事会 | 【令和5年7月28日（金）】※決議の省略 |
| 第5回理事会（通常理事会） | 【令和6年2月6日（火）】 |
| 第6回理事会 | 【令和6年3月12日（火）】※決議の省略 |

II 慶長遣欧使節船協会 評議員会

- | | |
|-----------|----------------------|
| 第1回臨時評議員会 | 【令和5年4月28日（金）】※決議の省略 |
| 定時評議員会 | 【令和5年6月12日（月）】※決議の省略 |
| 第2回臨時評議員会 | 【令和5年8月28日（月）】※決議の省略 |
| 第3回臨時評議員会 | 【令和6年3月22日（金）】※決議の省略 |

正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

全会計

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	12,782,023	12,782,023	0
基本財産受入利息	12,782,023	12,782,023	0
特定資産運用益	0	0	0
特定資産受取利息	0	0	0
事業収益	120,129,810	159,449,396	△ 39,319,586
指定管理者事業収入	119,958,000	155,205,000	△ 35,247,000
宮城県	79,958,000	115,205,000	△ 35,247,000
石巻市	40,000,000	40,000,000	0
利用料金収入	0	1,342,000	△ 1,342,000
グッズ事業収入	171,810	2,902,396	△ 2,730,586
受取補助金等	448,800	988,560	△ 539,760
受取地方公共団体補助金	0	450,000	△ 450,000
受取国庫補助金	0	0	0
受取国庫助成金	448,800	538,560	△ 89,760
電源立地交付金	448,800	538,560	△ 89,760
受取寄付金	100,000	315,058	△ 215,058
受取寄付金	100,000	315,058	△ 215,058
雑収益	592,832	579,084	13,748
雑収益	592,832	579,084	13,748
経常収益計	134,053,465	174,114,121	△ 40,060,656
(2) 経常費用			
事業費	128,540,395	165,907,469	△ 37,367,074
給料手当	44,106,441	41,532,098	2,574,343
賞与引当金繰入	3,491,532	2,926,048	565,484
法定福利費	6,413,848	6,183,892	229,956
福利厚生費	869,095	648,017	221,078
旅費交通費	887,974	186,357	701,617
グッズ購入費	122,717	2,101,196	△ 1,978,479
通信運搬費	808,852	1,348,813	△ 539,961
減価償却費	558,722	780,900	△ 222,178
消耗品費	1,782,855	3,951,715	△ 2,168,860
備品費	0	142,228	△ 142,228
修繕費	3,079,413	7,408,030	△ 4,328,617
印刷製本費	0	5,220	△ 5,220
燃料費	75,509	2,230,780	△ 2,155,271
光熱水料費	11,505,555	17,357,852	△ 5,852,297
使用料及び賃借料	1,557,207	2,299,497	△ 742,290
保険料	440,769	377,164	63,605
広告宣伝費	1,552,354	5,164,994	△ 3,612,640
諸手数料	120,013	230,674	△ 110,661
諸謝金	723,466	156,085	567,381
租税公課	4,739,546	4,750,771	△ 11,225
支払助成金	600,000	800,000	△ 200,000
委託費	45,057,606	65,234,971	△ 20,177,365
食料費	46,921	53,567	△ 6,646
雑費	0	36,600	△ 36,600
管理費	5,820,896	5,213,114	607,782
給料手当	3,180,320	2,584,871	595,449
賞与引当金繰入	243,135	75,923	167,212
法定福利費	416,759	364,738	52,021

正味財産増減計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

全会計

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
福利厚生費	26,955	20,069	6,886
会議費	200,420	250,177	△ 49,757
旅費交通費	13,444	60,192	△ 46,748
通信運搬費	3,597	28,856	△ 25,259
減価償却費	275,679	287,660	△ 11,981
消耗品費	165,147	161,412	3,735
印刷製本費	0	10,230	△ 10,230
燃料費	3,146	73,055	△ 69,909
光熱水料費	284,168	422,313	△ 138,145
使用料及び賃借料	8,537	12,044	△ 3,507
諸手数料	342,429	354,995	△ 12,566
租税公課	91,878	92,624	△ 746
支払負担金	358,910	255,200	103,710
交際費	206,372	138,755	67,617
寄付金	0	20,000	△ 20,000
経常費用計	134,361,291	171,120,583	△ 36,759,292
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 307,826	2,993,538	△ 3,301,364
基本財産評価損益等	0	0	0
特定資産評価損益等	0	0	0
投資有価証券評価損益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 307,826	2,993,538	△ 3,301,364
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収入			
投資有価証券売却益	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	103,062	0	103,062
什器備品除却損	103,062	0	103,062
雑損失	0	0	0
雑損失	0	0	0
経常外費用計	103,062	0	103,062
当期経常外増減額	△ 103,062	0	△ 103,062
他会計振替前	△ 410,888	2,993,538	△ 3,404,426
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 410,888	2,993,538	△ 3,404,426
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
一般正味財産増減額	△ 482,888	2,921,538	△ 3,404,426
一般正味財産期首残高	90,067,051	87,145,513	2,921,538
一般正味財産期末残高	89,584,163	90,067,051	△ 482,888
II 指定正味財産増減の部			
(1) 基本財産評価益	0	0	0
基本財産評価益	0	0	0
(2) 基本財産評価損	31,161,600	42,754,000	△ 11,592,400
基本財産評価損	31,161,600	42,754,000	△ 11,592,400
(3) 一般正味財産振替額	0	0	0
一般正味財産振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	△ 31,161,600	△ 42,754,000	11,592,400
指定正味財産期首残高	1,063,120,300	1,105,874,300	△ 42,754,000
指定正味財産期末残高	1,031,958,700	1,063,120,300	△ 31,161,600
III 正味財産期末残高	1,121,542,863	1,153,187,351	△ 31,644,488

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計		内部取引消去	合 計
	企画事業	コミュニティ	パーク	共通	小計	グッズ販売	共通	小計	協会管理	小計		
Ⅰ 一般運送・港湾・船舶の部												
Ⅰ. 経常増減の部												
(1) 経常収益												
基本財産運用収益	1,379,703	5,228,602		0	0	6,608,305	0	0	6,173,718	6,173,718	6,173,718	12,782,023
事業収益	1,379,703	5,228,602		0	0	6,608,305	0	0	6,173,718	6,173,718	6,173,718	12,782,023
事業収益	14,500,000	65,458,000	40,000,000	0	0	119,958,000	171,810	0	0	0	0	120,129,810
指定管理者事業収入	14,500,000	65,458,000	40,000,000	0	0	119,958,000	0	0	0	0	0	119,958,000
宮城県	14,500,000	65,458,000	40,000,000	0	0	79,958,000	0	0	0	0	0	79,958,000
五港市	0	0	40,000,000	0	0	40,000,000	0	0	0	0	0	40,000,000
利用料金収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
グッズ事業収入	0	0	0	0	0	0	171,810	0	0	0	0	171,810
その他事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県受託金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金等	0	332,112	116,688	0	0	448,800	0	0	0	0	0	448,800
受取国庫補助金	0	332,112	116,688	0	0	448,800	0	0	0	0	0	448,800
受取負担金	0	0	6,400,000	0	0	6,400,000	0	0	0	0	0	6,400,000
受取負担金	0	0	6,400,000	0	0	6,400,000	0	0	0	0	0	6,400,000
受取寄付金	0	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	100,000
受取寄付金	0	100,000	0	0	0	100,000	0	0	0	0	0	100,000
雑収益	0	105,450	218,023	0	0	323,473	130,140	0	139,219	139,219	139,219	592,832
雑収益	0	105,450	218,023	0	0	323,473	130,140	0	139,219	139,219	139,219	592,832
経常収益計	15,879,703	71,224,164	46,734,711	0	0	133,838,578	301,950	0	6,312,937	6,312,937	6,312,937	134,053,465
(2) 経常費用												
事業費	15,923,414	71,439,824	46,768,187	0	0	134,131,425	808,970	0	808,970	808,970	808,970	128,540,395
給料手当	10,454,111	19,708,027	13,872,828	0	0	44,034,966	71,475	0	71,475	71,475	71,475	44,106,441
賞与引当金繰入	820,771	1,543,336	1,120,339	0	0	3,484,506	7,026	0	7,026	7,026	7,026	3,491,532
法定福利費	1,537,069	2,815,552	2,048,235	0	0	6,400,956	12,992	0	12,992	12,992	12,992	6,413,848
福利厚生費	238,349	359,594	268,813	0	0	866,756	2,339	0	2,339	2,339	2,339	869,095
旅費交通費	3,400	870,714	13,860	0	0	887,974	0	0	0	0	0	887,974
グッズ購入費	0	0	0	0	0	0	122,717	0	122,717	122,717	122,717	122,717
通信運搬費	78,048	529,389	201,415	0	0	808,852	0	0	0	0	0	808,852
減価償却費	0	511,852	46,870	0	0	558,722	0	0	0	0	0	558,722
消耗品費	157,301	1,138,302	487,252	0	0	1,782,855	0	0	0	0	0	1,782,855
修繕費	0	2,029,463	1,049,950	0	0	3,079,413	0	0	0	0	0	3,079,413

(附:四)

※ 公共的負担率 52.36%

※公益目的事業比率

貸 借 対 照 表

令和 6年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	96,294,626	95,551,174	743,452
未収金	10,262	13,527	△ 3,265
前払金	0	5,830	△ 5,830
仮払金	0	134,120	△ 134,120
商品	312,524	423,201	△ 110,677
流動資産合計	96,617,412	96,127,852	489,560
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	1,030,733,400	1,061,895,000	△ 31,161,600
定期預金	1,225,300	1,225,300	0
基本財産合計	1,031,958,700	1,063,120,300	△ 31,161,600
(2) 特定資産			
積立資産	0	0	0
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
構築物	3,555,815	3,631,605	△ 75,790
車両運搬具	3	199,876	△ 199,873
什器備品	2,205,278	2,867,078	△ 661,800
電話加入権	268,160	268,160	0
預託金	20,450	20,450	0
その他の固定資産合計	6,049,706	6,987,169	△ 937,463
固定資産合計	1,038,008,406	1,070,107,469	△ 32,099,063
資産合計	1,134,625,818	1,166,235,321	△ 31,609,503
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,001,988	7,783,099	△ 781,111
預り金	0	0	0
賞与引当金	3,734,667	3,001,971	732,696
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,274,300	2,190,900	83,400
流動負債合計	13,082,955	13,047,970	34,985
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	13,082,955	13,047,970	34,985
III 正味財産の部			
1. 基金			
2. 指定正味財産			
寄附金	1,225,300	1,225,300	0
受贈投資有価証券	1,030,733,400	1,061,895,000	△ 31,161,600
指定正味財産合計	1,031,958,700	1,063,120,300	△ 31,161,600
(うち基本財産への充当額)	1,031,958,700	1,063,120,300	△ 31,161,600
3. 一般正味財産			
その他一般正味財産	89,584,163	90,067,051	△ 482,888
一般正味財産合計	89,584,163	90,067,051	△ 482,888
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
正味財産合計	1,121,542,863	1,153,187,351	△ 31,644,488
負債及び正味財産合計	1,134,625,818	1,166,235,321	△ 31,609,503

貸借対照表内訳表
令和6年3月31日現在

科 目	公益目的事業会計					収益事業等会計			法人会計		合 計		
	企画事業	ミュージアム	パーク	共通	小計	グッズ販売	共通	小計	法人会計				
									協会管理	小計			
I 資産の部	1. 流動資産												
	現金預金	0	12,269,101	5,973,388	76,477,861	94,720,350	1,574,276	0	1,574,276	0	0	96,294,626	
	未収金	0	0	0	0	0	10,262	0	10,262	0	0	10,262	
	前払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	仮払金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	商品	0	0	0	0	0	312,524	0	312,524	0	0	312,524	
	流動資産合計	0	12,269,101	5,973,388	76,477,861	94,720,350	1,897,062	0	1,897,062	0	0	96,617,412	
	2. 固定資産												
	(1) 基本財産												
	投資有価証券	62,874,740	313,342,952	0	156,671,477	532,889,169	0	0	0	497,844,231	497,844,231	1,030,733,400	
	定期預金	74,744	372,491	0	186,245	633,480	0	0	0	591,820	591,820	1,225,300	
	基本財産合計	62,949,484	313,715,443	0	156,857,722	533,522,649	0	0	0	498,436,051	498,436,051	1,031,958,700	
	(2) 特定資産												
積立資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特定資産合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
(3) その他固定資産													
構築物	0	0	0	0	0	0	0	0	3,555,815	3,555,815	3,555,815		
車両運搬具	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3		
什器備品	0	1,899,731	305,537	0	2,205,268	0	0	0	10	10	2,205,278		
電話加入権	0	268,160	0	0	268,160	0	0	0	0	0	268,160		
預託金	0	0	0	0	0	0	0	0	20,450	20,450	20,450		
その他の固定資産合計	0	2,167,891	305,537	0	2,473,428	0	0	0	3,576,278	3,576,278	6,049,706		
固定資産合計	62,949,484	315,883,334	305,537	156,857,722	535,996,077	0	0	0	502,012,329	502,012,329	1,038,008,406		
資産合計	62,949,484	328,152,435	6,278,925	233,335,583	630,716,427	1,897,062	0	1,897,062	502,012,329	502,012,329	1,134,625,818		
II 負債の部	1. 流動負債												
	未払金	0	4,488,500	2,475,406	0	6,963,906	30,132	0	30,132	7,950	7,950	7,001,968	
	預り金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	貸与引当金	820,771	1,543,336	1,120,399	0	3,484,506	7,026	0	7,026	243,135	243,135	3,734,667	
	未払法人税等	0	0	0	0	0	72,000	0	72,000	0	0	72,000	
	未払消費税等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	流動負債合計	820,771	6,031,836	3,595,805	2,274,300	12,722,712	109,158	0	109,158	251,085	251,085	13,082,955	
	2. 固定負債												
	固定負債合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	負債合計	820,771	6,031,836	3,595,805	2,274,300	12,722,712	109,158	0	109,158	251,085	251,085	13,082,955	
	III 正味財産の部	1. 基金											
		2. 指定正味財産											
		寄附金	74,744	372,491	0	186,245	633,480	0	0	0	591,820	591,820	1,225,300
受贈投資有価証券		62,874,740	313,342,952	0	156,671,477	532,889,169	0	0	0	497,844,231	497,844,231	1,030,733,400	
指定正味財産合計		62,949,484	313,715,443	0	156,857,722	533,522,649	0	0	0	498,436,051	498,436,051	1,031,958,700	
(うち基本財産への充当)													
3. 一般正味財産													
その他一般正味財産		△ 20,004,444	△ 44,690,032	4,936,173	113,536,034	53,777,731	△ 6,085,660	3,832,808	△ 2,252,852	38,059,284	38,059,284	89,584,163	
一般正味財産合計		△ 20,004,444	△ 44,690,032	4,936,173	113,536,034	53,777,731	△ 6,085,660	3,832,808	△ 2,252,852	38,059,284	38,059,284	89,584,163	
(うち特定資産への充当)						0						0	
正味財産合計		41,924,158	263,937,739	4,936,173	276,502,311	587,300,381	△ 6,085,660	3,832,808	△ 2,252,852	536,495,334	536,495,334	1,121,542,863	
負債及び正味財産合計		42,744,929	269,969,575	8,531,978	278,776,611	600,023,093	△ 5,976,502	3,832,808	△ 2,143,694	536,746,419	536,746,419	1,134,625,818	

(単位:円)

1 公益財団法人 慶長遣欧使節船協会
(様式3-2)

キャッシュ・フロー計算書

令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日 まで

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 当期一般正味財産増減額	Δ 410,888	2,993,538	Δ 3,404,426
2. キャッシュ・フローへの調整額			
減価償却費	834,401	1,068,560	Δ 234,159
他会計振替額	Δ 410,888	2,993,538	Δ 3,404,426
未収金の増減額	3,265	17,066	Δ 13,801
前払金の増減額	5,830	0	5,830
仮払金の増減額	134,120	Δ 134,120	268,240
未払金の増減額	Δ 781,111	Δ 6,721,263	5,940,152
預り金の増減額	0	Δ 6,764	6,764
未払消費税の増減額	83,400	Δ 14,400	97,800
その他	16,336,376	18,703,851	Δ 2,367,475
小計	16,205,393	15,906,468	298,925
4. 指定正味財産増加収入			
基本財産増加収入	Δ 31,161,600	Δ 42,754,000	11,592,400
指定正味財産増加収入	Δ 31,161,600	Δ 42,754,000	11,592,400
事業活動によるキャッシュ・フロー	Δ 15,367,095	Δ 23,853,994	8,486,899
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
基本財産取崩収入	16,110,547	22,103,818	Δ 5,993,271
基一投資有価証券売却収入	16,110,547	22,103,818	Δ 5,993,271
敷金・保証金戻り収入	20,450	20,450	0
保証金戻り収入	20,450	20,450	0
投資活動収入計	16,130,997	22,124,268	Δ 5,993,271
2. 投資活動支出			
敷金・保証金支出	20,450	20,450	0
保証金支出	20,450	20,450	0
投資活動支出計	20,450	20,450	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,110,547	22,103,818	Δ 5,993,271
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
2. 財務活動支出			
IV 現金及び現金同等物の増減額	743,452	Δ 1,750,176	2,493,628
V 現金及び現金同等物の期首残高	95,551,174	97,301,350	Δ 1,750,176
VI 現金及び現金同等物の期末残高	96,294,626	95,551,174	743,452

財 産 目 録
令和6年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	(単位：円) 金 額	
(流動資産)					
	現金	小口現金有高	運転資金として	48,089	
	預金	普通預金 七十七銀行渡波支店（事業費） 七十七銀行渡波支店（利用料金口座） 七十七銀行渡波支店（預り金口座） 七十七銀行渡波支店（市委託） 七十七銀行渡波支店（事業収入） 仙台銀行石巻支店（事業費）	運転資金（事業費管理）として 運転資金（利用料金管理）として 運転資金（預り金管理）として 運転資金（市委託管理）として 運転資金（事業収入管理）として 運転資金（事業費管理）として	71,281,164 12,269,101 789,995 5,973,388 1,574,276 4,358,613	
	未収金	石巻観光協会 コカ・コーラ・東北フローズン㈱	ショップ売上金 自動販売機販売手数料	6,400 3,862	
	商品		販売用として	312,524	
	流動資産合計				96,617,412
(固定資産)					
基本財産	投資有価証券	有価証券 第560回東京電力債（20年） 第154回国債（20年） 第154回国債（20年） 第68回利付国債（30年）	公益目的保有財産(51.7%)及び法人活動に供する財産(48.3%)であり、運用益を公益目的事業と法人管理の財源として使用している。	101,780,000 325,492,400 580,496,000 22,965,000	
	定期預金	定期預金 七十七銀行渡波支店 仙台銀行石巻支店	同上	588,700 636,600	
	構築物	協会設立30周年記念碑		3,555,815	
	車両運搬具	中古車輛3台		3	
	その他	事務用品、消防関係設備等 観光案内所カウンター等 展示用絵画他	公益目的保有財産(ミュージアム) 公益目的保有財産(パーク) 展示用絵画他	1,899,731 305,537 10	
	電話加入権	4回線		268,160	
	預託金		公用車リサイクル料	20,450	
固定資産合計				1,038,008,406	
資産合計				1,134,625,818	
(流動負債)					
	未払金	陽光ビルサービス㈱ 石巻年金事務所 東北電力㈱ キョウワセキュリオン㈱ 宮城労働局 ㈱ミロク情報サービス 南北社㈱ NX-TCリース&ファイナンス㈱ アマゾンジャパン合同会社 NTTファイナンス㈱ 写光オフィスパートナーズ㈱ ㈱ナリサワ ㈱岡部薬局 その他		3,219,604 1,575,478 1,001,879 852,500 56,702 37,065 31,625 30,132 29,692 22,288 17,686 15,279 14,189 97,869	
	賞与引当金		支払見込額の当期負担分計上	3,734,667	
	未払消費税等	消費税確定納付額	石巻税務署	2,274,300	
	未払法人税等	法人県民税均等割	宮城県	22,000	
		法人市民税均等割	石巻市	50,000	
	流動負債合計				13,082,955
	負債合計				13,082,955

1 事業運営方針

法人の目的である「慶長遣欧使節等の大航海時代の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供することにより、地域の振興及び青少年の健全育成に寄与する」基本方針をもとに各種事業を行う。

2 公益目的事業

公-1 文化観光拠点事業及び企画事業等

(1) 文化観光拠点事業

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律に基づいて認定申請予定の拠点計画をベースに、宮城県及び石巻市内の関係団体と連携を図りながら、文化の振興を起点とした文化観光を推進し、文化・観光の振興、地域の活性化の好循環を図る目的で下記の事業を展開する。

① 文化資源の魅力の増進に関する事業

(ア) サン・ファン館を取り巻く歴史と風土を伝える事業

内 容	企画展・専門講座の企画・実施
-----	----------------

期 間	令和6年秋季
-----	--------

(イ) サン・ファン館イルミネーション&夜間開館事業

内 容	ミュージアムの電飾の設置・夜間開館の実施等
-----	-----------------------

期 間	令和6年冬季
-----	--------

② 情報通信技術を活用した展示、外国語による情報の提供その他の国内外からの観光旅客が文化についての理解を深めることに資する措置に関する事業

多言語による文化・観光資源情報提供事業

内 容	観光情報提供ソフト及びハード、案内情報の整備
-----	------------------------

期 間	令和6年度中実施
-----	----------

③ 文化資源に関する工芸品、食品その他の物品の販売又は提供に関する事業

慶長使節に関連した商品やコラボ新商品などの開発事業

内 容	商品開発、製作、販売
期 間	令和 6 年度中実施

④ 国内外における文化資源保存活用施設の宣伝に関する事業

サン・ファン館 WEB サイト及び施設案内コンテンツ拡充・整備事業

内 容	サン・ファン館ホームページのリニューアル及び多言語化
期 間	令和 6 年度中実施

⑤ 施設又は設備の整備に関する事業

(ア) 飲食スペースの設置・調理施設の整備・飲食の提供

内 容	飲食スペースコーナーの設置・調理施設を再活用するための整備・飲食の提供
期 間	令和 6 年度中実施

(イ) サン・ファン館展望棟魅力増進事業

内 容	サン・ファン館展望スポットの整備
期 間	令和 6 年度中実施

(2) リニューアルオープン記念事業

令和 6 年度のリニューアルオープンを機に、国内外の多くの人にサン・ファン館の PR を行い、慶長遣欧使節の偉業を伝える目的で下記の自主事業を実施する。企画推進にあたっては、石巻地域の関連団体と積極的な連携を図り、地域の文化観光振興との相乗効果を狙う。

(ア) 記念式典・ステージイベント

内 容	関係者挨拶・テープカット・オープニング演奏等
日 時	令和 6 年度リニューアルオープン時実施
場 所	サン・ファン館

(イ) 記念コンサート

内 容	リニューアルオープンを記念したコンサート等
日 時	令和6年度中実施
場 所	石巻市内集客施設

(ウ) 記念シンポジウム

内 容	テーマ：平和外交使節としての慶長遣欧使節・新時代への意義継承
日 時	令和6年秋季
場 所	サン・ファン館

(3) 自主事業、共催・協賛事業等

慶長遣欧使節の偉業を伝える基本事業として、下記の自主事業等を引き続き開催していく。

(ア) 「伊達政宗の黒船」サン・ファン号を未来へつなぐコンクール

内 容	小中学生を中心に、絵画・デザインマークを募集し作品展を開催
期 間	令和6年度中

(イ) ワークショップ「タイトル未定」

内 容	海・木・船などをテーマとしたワークショップ
期 間	令和6年度中

(ウ) サン・ファン祭り（参画事業）

内 容	復元船の進水日を誕生日として開催されるお祭り ステージイベント、各種出店、海上イベントなど
期 間	令和6年度中

公-2 宮城県慶長使節船ミュージアム 管理運営事業

令和6年度以降のミュージアムの管理運営においては、全面的にリニューアルされる展望棟・ドック棟展示及び令和5年度に改正された博物館法に対応する形で、これまでの管理運営で培ってきた専門的な知識経験を最大限に生かしながら、慶長使節及び帆船に関する調査研究及び普及活動を行い、適切な施設の運営管理、各種事業を実施する。

◎入館者数見込み

年 度	開館日数 (R6.11～R7.3)	入館者数 (目標値)
令和6年度	124日	15,000人

(1) 慶長使節船ミュージアム 展示・解説業務

展望棟・ドック棟の要所にアテンダントを配置し展示案内を行うほか、希望する団体や学校等を対象に施設全体の展示解説を実施する。

(2) 慶長使節船ミュージアム 広報業務

宮城県・石巻市の広報誌、旅行雑誌への記事掲載、テレビ・新聞等メディアを活用した広報を実施する。また、当館WEBサイトを積極的に活用し、SNS等の情報発信ツールと併せ、ミュージアムの魅力を最大限にPRできるよう努める。

(3) 学校団体等の受け入れ事業

県内外の小中高生を中心に、修学旅行・校外学習などの受け入れに努め、慶長遣欧使節等の歴史的事績並びに船舶及び海洋に関する学習・体験の場を提供する。

(4) 慶長使節船ミュージアム 特別開館

観光・学習・余暇等、様々な来館者のニーズに対応し、併せて満足度の向上を図るため、各種記念日等における入館料無料開放や延長開館などの特別開館を実施する。

(5) 慶長使節船ミュージアム 各種設備機器保安・保守業務

運営組織に基づき協会職員が管理運営に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

名 称	内 容
ア 清掃業務	館内の清掃
イ 警備業務	夜間・休日の警備
ウ 昇降装置保守点検業務	エレベーターの保守・点検
エ 階段昇降機設備保守点検業務	エスカレーター・リフターの保守点検
オ 施設管理業務	館内設備機器等の総合的な管理・点検
カ 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等
キ 電気設備管理保安業務	館内電気設備の保安

(6) 慶長使節船ミュージアム 研修・防災訓練等

来館者の利便性の向上や安全確保のため、消防署職員等による講習会、実施訓練などを実施する。また、各種研修等を通し、観光やインバウンド等幅広いニーズの対応に努める。

内 容
ア 避難訓練の実施（消防署職員の指導による火災・地震を想定）
イ A E D講習会の実施（消防署職員による実施訓練）
ウ 研修視察及び観光関連セミナー（博物館・観光施設等）
エ インバウンド関連セミナー

(7) 慶長使節船ミュージアム 企画運営委員会

館長の諮問機関として、博物館学職経験者、関連団体等の有識者からなる企画運営委員会を年1回程度開催し、企画広報事業に対しての意見や提案等を受け事業運営に反映させる。

企画運営委員会	令和7年3月中旬（予定）
---------	--------------

公-3 石巻市サン・ファン・ハウティスタパーク 管理運営事業

立体駐車場、サン・ファン広場、芝生広場等で構成されるサン・ファンパークは、ミュージアムの付帯施設として、来場者の憩いの場、イベント会場を提供している。慶長使節の歴史的な偉業をたたえ、市民の文化活動の向上に資し、合わせて市民の憩いの場を提供するため、隣接する宮城県慶長使節船ミュージアムとの一体的な管理運営により効率的な維持管理に努める。

(1) サン・ファンパーク 観光案内業務

サン・ファンパークは、石巻圏域と牡鹿半島の観光の拠点として、立体駐車場1階に「サン・ファンインフォメーションセンター」を設置するとともに、無料Wi-Fiや大型モニターによる地域の文化・観光などの情報提供、さらに関連する施設のチラシなどを設置し、観光客の利便性の向上を図っている。また、センター機能を充実するため協会職員を配置し、地域の観光・文化施設の案内に加え飲食店の情報などを提供していく。

(2) サン・ファンパーク 各種設備機器保安・保守業務

サン・ファンパークは、自動販売機、トイレ、駐車場等を備えており、不特定多数の市民が利用していることに併せて、隣接するサン・ファン館の入館者の殆どが利用していることから、開園中は協会職員が運営管理に当たるほか、次の業務は各専門の業者に委託し、更なる施設の安全性の向上と効率的な施設の維持管理に努める。

名 称	内 容
ア 清掃業務	パーク敷地内の清掃
イ 警備業務	夜間警備・巡回
ウ 施設管理業務	立体駐車場及び園内設備等の管理
エ 植栽管理業務	敷地内芝生・植栽の剪定等

(3) サン・ファンパーク 利用促進業務

サン・ファンパークは令和1～2年度の改修工事に伴い、噴水や駐車場設備等の老朽化が解消され、新たに遊具が設置されるなど、市民の憩いの場としての利便性が向上したことから、積極的な活用・貸出・PR等を行い、地域の活性化やより一層の賑わいの創出に努める。

内 容
ア サン・ファン祭り等イベント事業での活用
イ 物産会、芸能、音楽祭、園遊会など地域関係団体との共催事業の促進
ウ 市民団体を中心とした事業へのパーク貸出
エ 学校行事（遠足・野外学習会）への支援

3 収 益 事 業

(1) サン・ファンショップ グッズ販売事業

サン・ファン関連のグッズや石巻市の産品などを取り揃え、より一層の販売促進やサービスの向上に努める。また、関連イベントなどにも積極的に出店し、当館のPRやリピーターの増加に努める。

4 法 人 管 理

(1) 理事会

(令和6年度)

通常理事会	令和6年5月下旬(予定)
-------	--------------

通常理事会	令和7年2月下旬(予定)
-------	--------------

(2) 評議員会

(令和6年度)

定時評議員会	令和6年6月中旬(予定)
--------	--------------